

電話相談体制を整備した医療機関及び
診療・検査医療機関の整備方針（案）

他都府県よりも早く訪れる秋冬は、季節性インフルエンザの流行期でもあり、新型コロナウイルス感染症に加え、発熱患者が大幅に増加することが見込まれる。

道では、医師会等とも連携し、より多くの医療機関に対し、発熱患者を受け入れていただけるよう、感染防止に必要な設備整備や防護具等を支援するとともに、今後、各地域の実情を踏まえながら、相談・診療・検査の役割分担について協議を進め、発熱患者の受入体制を整備する。

1 指定の考え方

(1) 電話相談体制を整備した医療機関

- ① 発熱患者等が電話等で相談を行い、看護職員等が適切な医療機関の案内等を行う医療機関（発熱者等電話相談医療機関）を、意向を踏まえ、指定する。
- ② また、①のうち、国が整備を求めている「受診・相談センター」からの依頼を受けて、代理的機能として土日祝日や夜間の電話相談業務を行う医療機関（発熱者等夜間等相談医療機関）については、意向や地域での協議を踏まえ、指定要件を満たすものを指定する。
- ③ 指定や解除にあたっては、医療機関の意向や、インフルエンザ等の発生動向、国の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、柔軟に対応する。

(2) 診療・検査医療機関（発熱者等診療・検査医療機関）

- ① 現在、新型コロナウイルス感染症の診療・検査を行っている次の医療機関については、意向を踏まえ、指定する。
 - ・帰国者・接触者外来を設置している医療機関
 - ・かかりつけ患者等を診療し、道が行政検査を委託している医療機関
- ② ①以外のかかりつけ医等の医療機関については、意向を踏まえ、指定要件を満たすものを指定する。
- ③ 指定や解除にあたっては、医療機関の意向や、インフルエンザ等の発生動向、国の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、柔軟に対応する。

2 その他

申請に係る手続きは、保健所による直接の意向確認や簡易な意向調査など医療機関の負担軽減に配慮する。

また、この方針に定めるもののほか、本指定等に関する重要な事項については、新型コロナウイルス感染症対策専門会議の意見を聞き、決定する。

3 施行日

この方針は、令和2年 月 日より施行する。